

様式第1号(第6条関係)

補助金交付申請書

平成 年 月 日

飯田市長 殿

住所

申請者 氏名

印

電話

平成 年度において、雨水貯留浸透施設を設置したいので、飯田市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

設置場所	飯田市		
雨水貯留浸透施設	雨水貯留施設	リットル	基
	雨水浸透ます		基
補助対象設置 工事経費総額	円		
着工予定年月日	平成	年	月 日
完了予定年月日	平成	年	月 日
施工予定業者	事業所名	担当者名	
	所在地	電話	
添付書類	(1) 位置図 (2) 雨水貯留浸透施設の構造図 (3) 工事見積書又は領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類		

(注) 施工予定業者欄は、施工を業者に依頼する場合に記入してください。

様式第2号（第8条関係）

変更承認申請書

平成 年 月 日

飯田市長 殿

住所

申請者 氏名

印

電話

平成 年 月 日付け 飯田市指令 飯水第 号により補助金交付の決定を受けた雨水貯留浸透施設の計画を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されるよう関係図面を添えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注）設置を中止又は廃止する場合、関係図書は必要ありません。

様式第3号（第10条関係）

実績報告書

平成 年 月 日

飯田市長 殿

住所

申請者 氏名

印

電話

平成 年 月 日付け 飯田市指令 飯水第 号により補助金交付の決定を受けた雨水貯留浸透施設の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 完了年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 建築物の配置図等に雨水貯留浸透施設の設置箇所を示した図面
- (2) 工事着手前と完了後の写真、雨水浸透施設を設置した場合は、工事着手から完了までの写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第12条関係)

補助金交付請求書

平成 年 月 日

飯田市長 殿

住所

申請者 氏名

印

電話

平成 年 月 日付け 飯田市達 飯水第 号で補助金交付額の確定を受けた雨水貯留浸透施設設置補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

振込先	銀行	
金融機関名	信金	支店
	農協	支所

口座種別 普通・当座

口座番号 _____

フリガナ
名義人 _____

(注) 雨水貯留浸透施設の維持管理に関する協定書を2通添えて提出してください。

雨水貯留浸透施設の維持管理に関する協定書

飯田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は雨水貯留浸透施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第 1 条 本協定の対象とする施設は、飯田市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受ける雨水貯留浸透施設とする。

第 2 条 乙は、雨水貯留浸透施設の設置目的に沿った機能を発揮させるため点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第 3 条 雨水貯留浸透施設の設置完了後または工事完了後、目詰まり、その施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいはその施設の異常からその他の物に事故、問題等が生じたときは、乙は自らの責により復旧、解決するものとする。

第 4 条 乙は、当該施設を補助金交付の日から 7 年以上存続させ、その機能保全に努めなければならない。

2 乙が雨水貯留浸透施設を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。乙が転居等に伴い、雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を甲に届け出なければならない。

第 5 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し決定するものとする。

第 6 条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留浸透施設を廃止する日までとする。

この協定の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 飯田市大久保町 2 5 3 4 番地
氏名 飯田市

印

乙 住所
氏名

印